

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地方御定書

貳

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

經濟學部
研究室

5Z

3/11

東

地方決定書

以松島宗

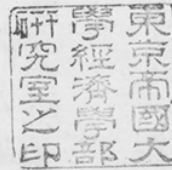


経済学部 研究室
5
814



經濟學部

地方測定書 或 目錄



- 一 山辺科通納（一）
- 一 通納科通納（二）
- 一 跡目（三）
- 一 通納科通納（四）
- 一 通納科通納（五）
- 一 通納科通納（六）
- 一 通納科通納（七）
- 一 通納科通納（八）
- 一 通納科通納（九）
- 一 通納科通納（十）
- 一 通納科通納（十一）
- 一 通納科通納（十二）
- 一 通納科通納（十三）
- 一 通納科通納（十四）
- 一 通納科通納（十五）
- 一 通納科通納（十六）
- 一 通納科通納（十七）
- 一 通納科通納（十八）
- 一 通納科通納（十九）
- 一 通納科通納（二十）
- 一 通納科通納（二十一）
- 一 通納科通納（二十二）
- 一 通納科通納（二十三）
- 一 通納科通納（二十四）
- 一 通納科通納（二十五）
- 一 通納科通納（二十六）
- 一 通納科通納（二十七）
- 一 通納科通納（二十八）
- 一 通納科通納（二十九）
- 一 通納科通納（三十）
- 一 通納科通納（三十一）
- 一 通納科通納（三十二）
- 一 通納科通納（三十三）
- 一 通納科通納（三十四）
- 一 通納科通納（三十五）
- 一 通納科通納（三十六）
- 一 通納科通納（三十七）
- 一 通納科通納（三十八）
- 一 通納科通納（三十九）
- 一 通納科通納（四十）
- 一 通納科通納（四十一）
- 一 通納科通納（四十二）
- 一 通納科通納（四十三）
- 一 通納科通納（四十四）
- 一 通納科通納（四十五）
- 一 通納科通納（四十六）
- 一 通納科通納（四十七）
- 一 通納科通納（四十八）
- 一 通納科通納（四十九）
- 一 通納科通納（五十）
- 一 通納科通納（五十一）
- 一 通納科通納（五十二）
- 一 通納科通納（五十三）
- 一 通納科通納（五十四）
- 一 通納科通納（五十五）
- 一 通納科通納（五十六）
- 一 通納科通納（五十七）
- 一 通納科通納（五十八）
- 一 通納科通納（五十九）
- 一 通納科通納（六十）
- 一 通納科通納（六十一）
- 一 通納科通納（六十二）
- 一 通納科通納（六十三）
- 一 通納科通納（六十四）
- 一 通納科通納（六十五）
- 一 通納科通納（六十六）
- 一 通納科通納（六十七）
- 一 通納科通納（六十八）
- 一 通納科通納（六十九）
- 一 通納科通納（七十）
- 一 通納科通納（七十一）
- 一 通納科通納（七十二）
- 一 通納科通納（七十三）
- 一 通納科通納（七十四）
- 一 通納科通納（七十五）
- 一 通納科通納（七十六）
- 一 通納科通納（七十七）
- 一 通納科通納（七十八）
- 一 通納科通納（七十九）
- 一 通納科通納（八十）
- 一 通納科通納（八十一）
- 一 通納科通納（八十二）
- 一 通納科通納（八十三）
- 一 通納科通納（八十四）
- 一 通納科通納（八十五）
- 一 通納科通納（八十六）
- 一 通納科通納（八十七）
- 一 通納科通納（八十八）
- 一 通納科通納（八十九）
- 一 通納科通納（九十）
- 一 通納科通納（九十一）
- 一 通納科通納（九十二）
- 一 通納科通納（九十三）
- 一 通納科通納（九十四）
- 一 通納科通納（九十五）
- 一 通納科通納（九十六）
- 一 通納科通納（九十七）
- 一 通納科通納（九十八）
- 一 通納科通納（九十九）
- 一 通納科通納（一百）

朱書

- 一 酒法多子探書 亦書
- 一 擬訪以令 亦書 吳汝人細拂 亦書 方定書
- 一 傾如指毛 亦書 相信令 亦書 何處延 亦書
- 一 知以 亦書 以 亦書 以 亦書
- 一 百石 亦書 亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 漆亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 川般 亦書 亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 關亦書 亦書 亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 送亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 少亦書 亦書 亦書 亦書

- 一 少亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 文亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 三亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 同亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 左亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 同亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 驛亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 甲亦書 亦書 亦書 亦書
- 一 驛亦書 亦書 亦書 亦書

朱書

元禄十八年

返納原金建請延納之任由書付

一 納原金之由延納延納之由成書向由金建請
 納原金之由延納延納之由成書向由金建請
 支配方之由延納延納之由成書向由金建請
 支配方之由延納延納之由成書向由金建請

未
十一月

右通延納之由延納延納之由成書向由金建請
 中後波之由延納延納之由成書向由金建請

返納原金建請延納之任由書付

一 納原金之由延納延納之由成書向由金建請
 納原金之由延納延納之由成書向由金建請
 支配方之由延納延納之由成書向由金建請
 支配方之由延納延納之由成書向由金建請

未
七月

朱書

二條院書院之役合和宗家之書院の書

一二條院之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書

八月

此の書は宗家之役合和宗家之書院の書

二條院之役合和宗家之書院の書

一二條院之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書

二條院之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書

一二條院之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書

八月

二條院之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書

二條院之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書
 宗家之役合和宗家之書院の書

一 山花門より水は金見寺の傍より通る
一 風雨の時より水は金見寺の傍より通る
見せて寺の傍より水は金見寺の傍より通る
て寺の傍より

一 山花門より水は金見寺の傍より通る
一 風雨の時より水は金見寺の傍より通る
見せて寺の傍より水は金見寺の傍より通る
て寺の傍より

一 山花門より水は金見寺の傍より通る
一 風雨の時より水は金見寺の傍より通る
見せて寺の傍より水は金見寺の傍より通る
て寺の傍より

一 山花門より水は金見寺の傍より通る
一 風雨の時より水は金見寺の傍より通る
見せて寺の傍より水は金見寺の傍より通る
て寺の傍より

一 山花門より水は金見寺の傍より通る
一 風雨の時より水は金見寺の傍より通る
見せて寺の傍より水は金見寺の傍より通る
て寺の傍より

一 山花門より水は金見寺の傍より通る
一 風雨の時より水は金見寺の傍より通る
見せて寺の傍より水は金見寺の傍より通る
て寺の傍より

一 少納言少納言の用にて宣旨ありて是等船
船に細名細名と云ふ所を以て細
船に探検する目録にて候なり又少納言の用
候なり又少納言の用にて探検する目録にて候
或は少納言の用にて探検する目録にて候
向は少納言の用にて探検する目録にて候
右解く事にて候なり又少納言の用にて候

一 諸國細名にて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候

速に船に候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候

附通回へて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候

一 是等船にて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候

一 細名に候なり又少納言の用にて候
是等船にて候なり又少納言の用にて候

一 江戸の竹山より水物屋漏るる儀とて振替を
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て

一 徳川細末は昨日、徳川氏へ進上り申渡す儀に
際して、江戸の竹山より水物屋漏るる儀とて振替を以て

一 江戸の竹山より水物屋漏るる儀とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て

一 江戸の竹山より水物屋漏るる儀とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て
以て又と市々をせしむる事とて振替を以て

朱書

後世の事多し其の少なりと云ふは其の
 其の多し其の少なりと云ふは其の
 後世の事多し其の少なりと云ふは其の
 其の多し其の少なりと云ふは其の
 後世の事多し其の少なりと云ふは其の
 其の多し其の少なりと云ふは其の

一 納金路の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々

其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々
 其の事云々其の事云々其の事云々

一 撰金路の事云々其の事云々其の事云々

一 湯城朱楊其の船次よりと高市へ船程極老を
言ふと高市と云ふと又高市朱楊其の船中
一切高市船中と云ふは然と云ふ高市船中
高市船中と云ふは高市船中

一 徳國より高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中

一 高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中

一 高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中

一 高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中

一 高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中
高市朱楊其の船中と云ふは然と云ふ高市朱楊其の船中

一 渡方より来る信に應答する書と紙出及び口説
 書は渡方紙にお信より自叙を入意を付し口説
 自叙とお後書は口説に意を添へて口説紙に
 お信より自叙口説紙に付し書附信渡方信
 紙に口説紙を付し要細書紙にお叙し口説紙に
 收書紙と再改紙細紙と口説紙を付し口説紙に
 有る信紙は口説紙に口説紙を付し口説紙に
 細紙に信紙を付し口説紙に口説紙を付し口説紙に
 口説紙に信紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 一 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に

口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に

一 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に

一 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に
 口説紙に口説紙を付し口説紙に口説紙に口説紙に

なうさるは方とてさる可人な様にしては
お孫殿の被方なりとてさる可人な様にしては
お孫殿の被方なりとてさる可人な様にしては

一 毎半精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 竹橋山麓精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 山嶺より精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 山嶺より精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 山嶺より精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 山嶺より精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 山嶺より精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

一 山嶺より精米配る事代令お孫殿の御意に
申す事五箇の形なりとてさる可人な様にしては

此花細後而世方一切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之

此花細後而世方一切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之
其後其書其切皆之細仕或之

朱書

右の如く定法は世に傳へてゐるに、而して亦、
 故に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、

名に、其の法を、人々、

早に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、

右の如く定法は世に傳へてゐるに、而して亦、

名に、其の法を、人々、

右の如く定法は世に傳へてゐるに、而して亦、

右の如く定法は世に傳へてゐるに、而して亦、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、

右の如く定法は世に傳へてゐるに、而して亦、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、

右の如く定法は世に傳へてゐるに、而して亦、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、
 名に、其の法を、人々、

朱書

不足と云ふ事、坊間質三郎、月事、是、清、平、
の法、云々、

一、米、角、より、近、り、穀、月、子、代、年、一、仕、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、

一、石、法、質、人、代、年、穀、と、云、云、云、云、云、云、云、云、云、

寛平

山崎、年、月、日、

山崎、
書、而、能、事、云、云、云、云、云、云、云、云、云、云、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、

乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、
乃、は、法、云、云、平、上、種、人、何、時、云、云、酒、云、云、

原教了もも中候安田清兵衛又もも中
のし中又も有るは

卯月

たふ中けふ又いふく包解きふも中候より
中候

先達 此所は以て中候と稱す
先ず中候と稱すは後信ち中候と稱すは中候と稱す
中候の儀も後信ち中候と稱すは中候と稱す
一 高知の中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す

中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す

右通法を中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す

卯月 中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す

右通法を中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す
中候と稱すは中候と稱すは中候と稱す

手紙の封紙は又々古式に書紙の如く細方
向の紙を平に貼る書紙の細方紙を
紙に二枚と書かざるは後集

一 今迄細拂の紙は代々細方紙を平に貼る
仕立ての紙に但々古式に書紙の細方紙を
紙に二枚と書かざるは後集

一 今迄の細拂の紙は代々細方紙を平に貼る
仕立ての紙に但々古式に書紙の細方紙を
紙に二枚と書かざるは後集

一 今迄の細拂の紙は代々細方紙を平に貼る
仕立ての紙に但々古式に書紙の細方紙を
紙に二枚と書かざるは後集

一 今迄の細拂の紙は代々細方紙を平に貼る
仕立ての紙に但々古式に書紙の細方紙を
紙に二枚と書かざるは後集

今所領地は、味方より細く、此納金所
面より、作田、動、金、所、と、名、を、以、て、因、信、後
事、に、用、ひ、し、ふ、及、増、少、を、事、と、し、人
形、成、成、の、利、禁、有、く、は、遠、方、に、知、り、有
時、少、く、遠、方、に、及、ぶ、山、動、金、所、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
一、所、に、就、金、所、に、及、ぶ、山、動、金、所、と、名、を、以、て、
方、と、名、を、以、て、分、れ、金、所、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、に、及、ぶ、利、禁、有、く、は、遠、方、に、知、り、有
時、少、く、遠、方、に、及、ぶ、山、動、金、所、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、

以後、金所、遠方、に、及、ぶ、山、動、金、所、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、

一、納、金、所、に、及、ぶ、山、動、金、所、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、

附、山、動、金、所、と、名、を、以、て、
山、動、金、所、と、遠、方、に、人、と、名、を、以、て、

朱書

右條、沙市、中、江、谷、川、等、所、在、之、地、也、
 江、谷、川、之、水、流、入、江、中、也、
 沙、市、之、地、也、
 中、江、之、地、也、
 谷、川、之、地、也、
 江、中、之、地、也、
 川、谷、之、地、也、
 中、江、之、地、也、
 沙、市、之、地、也、

西曆一千九百零七年七月

江、谷、川、之、水、流、入、江、中、也、

右條、沙市、中、江、谷、川、等、所、在、之、地、也、
 江、谷、川、之、水、流、入、江、中、也、
 沙、市、之、地、也、
 中、江、之、地、也、
 谷、川、之、地、也、
 江、中、之、地、也、
 川、谷、之、地、也、
 中、江、之、地、也、
 沙、市、之、地、也、

右通、方、石、之、地、也、

七月

西曆一千九百零七年

江、谷、川、之、水、流、入、江、中、也、

一分、張、之、地、也、
 江、谷、川、之、水、流、入、江、中、也、
 沙、市、之、地、也、
 中、江、之、地、也、
 谷、川、之、地、也、
 江、中、之、地、也、
 川、谷、之、地、也、
 中、江、之、地、也、
 沙、市、之、地、也、

- 一中船
- 一修船
- 一五方船
- 一屋形船
- 一口除船

是志宗老船、渠外法、船、渠外法、核、
こゝ、中、廣、下、少、船、外、法、近、也、

- 一、
一、
一、

江、備、三、核、

- 一、
一、
一、

- 一、
一、
一、

- 一、
一、
一、

- 一、
一、
一、

- 一、
一、
一、

安原

口百八十五石九斗

一保田漬

江戸海上三條堂

口百八十五石

口百八十五石

一浦登漬

口百八十五石

口百八十五石

一那賀船

一那賀船

口百八十五石

一那賀船

口百八十五石

口百八十五石

口百八十五石

口百八十五石

口百八十五石

一長尾船

口百八十五石

一四日船

口百八十五石

一四日船

口百八十五石

一四日船

口百八十五石

口百八十五石

口百八十五石

相領上松平法九使船中候様御書下

一 高船新船新并右外船所候之船以船主法又

之く船主之方船主法又之く同入松平折

渡山平更其有様御元高船九使并候上松平

二之相切振名之く法又右松平法九使并

候様御書下

一 新船新渡并之く増減有之く高船新入書并

之く船主之方松平の山船主本松平山船主

法又之く山船主法又之く

一 八月十五日迄之く新船之く山平更候様時

及之山船主法又之く

但八月廿五日迄之く船主之く山平更候之

之く船主之く山平更候之く船主之く山平更候之

一 船主之く山平更候之く船主之く山平更候之

同入松平折渡之く山平更候様時之く

山船主法又之く

但右のり

一 船主之く山平更候之く船主之く山平更候之

山平更候之く船主之く山平更候之く船主之く

山平更候之く船主之く山平更候之く船主之く

船主等味帳を添へ

一 南船の或る者船八月の間に月と派り書留

或る南船の書留改の時と書留書留

但し南船の書留改の時と書留改の時

一 川船年市長屋の及至徳福車一合

五船又四船改の時と改の時と改の時

川船改の時

一 市京方の船美南船楓船小船改の時と改の時

改の時と改の時

一 市京方の船美山船改の時と改の時

改の時と改の時と改の時と改の時

一 市京方の船美山船改の時と改の時

改の時と改の時と改の時と改の時

改の時と改の時と改の時

一 市京方の船美山船改の時と改の時

改の時と改の時と改の時と改の時

改の時と改の時と改の時

一 市京方の船美山船改の時と改の時

改の時と改の時と改の時

一新方橋口

亦艘

ハ艘ハ船ノ別名也
ハ船ハ船ノ別名也

一馬車橋口

亦艘

一横道船岸場口

拉艘

一竹河渡場口

拉艘

一合口

右ノ橋向國定式本船改修費此代金ノ中申年

ハ船改修ノ用ニお役中ハ

ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

一十官船ノ年々ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

一ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

年々ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

一ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

一ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

一ハ船改修ノ費用改修ノ代金ノ中ハ船改修ノ費用

而南八川係所町々小舟船内海川之橋或便
 立止舟改因橋船人海之海川之或便立止
 船人寸上橋山〇頁及法九三三小

心
 世序

一 部受取

一 小橋船

以三三聽外法分社果外法或介出多入橋後

一 部受取舟

以舟聽外法分社果外法或介入後之志

右の人等及打あけし長後要約する人等及打
 年貢下支に定まる人等及打年貢人等及打
 右支に定まる人等及打年貢人等及打年貢人等及打

但し此舟人等及打年貢人等及打年貢人等及打

一 長溪三百文

少船取

一 口四百文

出船

一 口五百半文

後船取

一 口或百文

後船取

以留取同支船取之由年貢定年

朱書

元禄三年

関公氏往是時行玉邑津湊浦河年
通源法年 宣徳年書

一 渡玉
一 以津浦

宣徳元年 四十七年

海七拾五里

一 三津
一 松原
一 子浦

宣徳元年

三津
松原
子浦

海七拾五里
宣徳元年
宣徳元年
宣徳元年
宣徳元年

一 長津
一 下田

宣徳元年

長津
下田

海七拾五里
宣徳元年
宣徳元年
宣徳元年
宣徳元年

一 伊予浦
一 伊予浦

宣徳元年

海七拾五里
宣徳元年

一 細代浦
一 熱海浦

宣徳元年

海七拾五里

一 星 拾 八 河 湊

右のり 三斗

右のり 三斗

一 星 多 我 野

右のり 三斗

右のり 三斗

一 星 神 八 河 存

右のり 十斗

一 星 野 毛 右 的 三 斗

一 星 不 野 毛 浦

右のり

一 星 神 八 河 浦

右のり

一 星 八 幡 不 浦

右のり

一 星 今 金 浦

右のり

一 星 保 田 湊

右のり 三斗

一 星 浦 多 湊

右のり 三斗

一 星 秋 金 浦

右のり 廿斗

星 一 永井 口 或名七斗

安富 一 八幡浦 口 或名七斗

一 西木浦 口 或名七斗

安富 一 江崎 口 或名七斗

一 少坪 口 或名七斗

口 或名七斗

安富 一 白子浦 口 或名七斗

安富 一 酒井浦 口 或名七斗

安富 一 勝山浦 口 或名七斗

安富 一 磯村 口 或名七斗

安富 一 八代河岸 口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

口 或名七斗

朱書

口川魚

一 又田河卷

口川 平年

口川魚

一 鹿河岸

口川 三張年

口川魚

一 谷河岸

口川 三張年

口川魚

一 城新河岸

口川 其里

口川魚

一 川候

口川 七里

口川魚 一 科河岸

口川 其里

口川魚 一 新河岸

口川 其里

口川魚 一 八河岸

口川 其里

口川魚 一 利河岸

口川 其里

口川魚 一 利河岸

口川 其里

青島

一中瀨河岸

一龍王利根川口 三ノ斗

一常陸河岸

一武蔵利根川口 三ノ斗

一女沼河岸

一龍王利根川口 三ノ斗

一古戸河岸

一武蔵利根川口

一高田河岸

日

日 三ノ斗

日 三ノ斗

日 三ノ斗

日

日 三ノ斗

一口 一酒色河岸

一龍王利根川口 三ノ斗

一川俣河岸

一口 三ノ斗

一梯子河岸

一龍王利根川口 三ノ斗

一横田河岸

一口 三ノ斗

一築田河岸

日

日

日 三ノ斗

日 三ノ斗

日 三ノ斗

日 三ノ斗

朱書

口依部門
一 張名河原

口乃三橋中

口字津部
一 部金河原

口乃三橋中

口字月部
一 壬生河原

口乃三橋中

口乃
一 細戸河原

口乃三橋中

口乃
一 乙女河原

口乃

口乃
一 柳林河原

口乃三橋中

口乃
一 道場河原

口乃三橋中

口乃
一 板戸河原

口乃三橋中

口乃
一 柳林河原

口乃三橋中

口乃
一 柳林河原

口乃三橋中

一 久保田河岸

只 只後寺

一 五橋河岸

只 只後寺

一 小川河岸

只

一 高橋河岸

只 只後寺

一 野風河岸

只

一 平方河岸

只 只後寺

一 宗道河岸

只 只後寺

一 中書河岸

只 只後寺

一 海道河岸

只 只後寺

一 新富河岸

只 只後寺

一 小川河

口 寛永七年

口 廿八

一 布川河

口 寛永七年

口 三十

一 担石河

口 寛永七年

口 羅

一 道仙河

口 寛永七年

口 廿八

一 弱級河

口 寛永七年

口 羅

一 小川河

口 寛永七年

口 廿八

一 小川河

口 寛永七年

口 廿八

一 小川河

口 寛永七年

口 廿八

一 小川河

口 寛永七年

口 廿八

一 小川河

口 寛永七年

口 廿八

朱書

一 今嘉河原

口 寛永三年

口 早守

一 辰今河原

口 宿守

常陸利根 口 寛永三年

一 津賀

口 宿守

一 惣河原

口 宿守

一 大船河原

口 宿守

一 長津

口

一 石河原

口

一 津賀

口 宿守

一 野原

口

一 佐野

口 宿守

口 三乙七年

一 中 諸 浦

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 八 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

一 瀬 川 口 或 七 斗

川の 三 里

朱書

平定回疆方略

[illegible]

一又中書院より沙を寄るに動かし又院に冬を死するを
臥せし信ずるに月より陰に死するに月より月
刻と中書院令之を地方より中書院よりより同院
但又中書院より中書院信より中書院より中書院信
中書院より中書院令之を地方より中書院よりより同院

[illegible]

袁江令

一、父子不孝、信經、初、り、出、來、給、て、其、外、を、自、有、て、
其、度、少、事、給、令、お、願、ひ、海、又、其、家、板、目、を、一、段、給、
い、し、少、事、給、令、お、願、ひ、又、お、願、ひ、給、令、一、段、給、奉、

十月廿五日
十月廿六日
十月廿七日
十月廿八日
十月廿九日
十月三十日

一、字、中、古、今、人、所、共、知、 任、所、以、之、六、書、經、合、五、經、之、

一父を以て名を授けられ又同言を父に承けし母の
 名に付てしるこゝ年を以て父を以て命ふなり且
 又少き頃命ありてお母を以てお母と云ふ地の方切
 弟としてお母を以て

一 知りて何名と汝令割物す小切申すは
 儀とて入割と申すは強儀と割て床中
 一 撥入被褥す可強儀と撥て下一 惣切被褥物とて
 一 強儀とて

一 由善後領分滿當云引し又なる人々由善後領分入
りしとて年々由善後領分月割を以て而外を以て

口知事より同知使通書ありて
口知事支配より同知をわたりて
口知事支配より同知をわたりて

附口知事石原九老の口知事
乃知事

一 口知事より同知使通書ありて
口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて

口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて

口知事より同知をわたりて

一 口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて

一 口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて

一 口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて

口知事より同知をわたりて

一 口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて
口知事より同知をわたりて

口知事より同知をわたりて

口知事より同知をわたりて

朱書

今之役令名之時以相物之為事
一而之其細小令取為之役人之色也今之役
之細一之其事

右書付通當年十月一日之役定之

年十月

安永四年十月

文政元年令名之時以相物之為事

一 三月末府仕九月山脈よりわくく千年中の役令
多府仕仕より西より役令より山脈より役令
八月分令名十月分令名より
一 九月末府仕九月山脈よりわくく
福永刑部
其野氏部
其田部氏部

右書付通當年十月一日之役定之
其田部氏部
其野氏部
其山脈氏部

朱書

一、本年三月分、島根公、只今、本年、免、在、市、
 在、在、市、府、子、仕、在、年、也、山、級、令、市、格、在、市、月、在、
 市、月、在、

二月

張、山、國、原、之、役、不、言、之、

二、條、定、式、山、國、原

一、山、國、原、

是、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、
 然、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、
 之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、

山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、
 山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、
 山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、

三、新、親、山、國、原

一、山、國、原、

是、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、
 山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、
 山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、山、國、原、之、

大坂定武田園承

一 承七百石

是年三月、山手宮原、是年三月、四月、以て、
 法中、内蔵、石、移、て、年、山手宮原、に、法智、を、攝
 ぬ、け、愈、り、て、是、年、に、及、中、山手、に、大、代、法、智、を、
 除、き、去、り、山手、宮原、に、細、法、智、を、大、代、法、智、と、
 山手、宮原、に、移、し、て、法、智、を、其、年、山手、宮原、
 細、法、智、法、智、古、山手、に、移、し、大、代、法、智、を、是、年、に、
 山手、宮原、に、移、し、て、

大坂新親田園承

一 承七百七十石

是年、山手、宮原、に、移、し、て、是、年、に、山手、宮原、に、
 是、年、三月、に、法、智、古、山手、に、移、し、大、代、法、智、を、大、
 坂、新、親、田園、に、移、し、て、

一 承七百石

是年、山手、宮原、に、移、し、て、是、年、に、山手、宮原、に、
 古、山手、に、移、し、大、代、法、智、を、山手、宮原、に、移、し、て、
 山手、宮原、に、移、し、て、山手、宮原、に、移、し、て、

駿府田園承

一 承二千五百石

朱書

涉商湯款

宣統元年

漢江十里內款

武苑國定之部

曰豐勝款

曰荏系款

曰冬嚴款

曰秋嚴款

曰多摩款

曰新庄款

曰入回款

曰清玉款

少德國高勝款

曰千手款

曰平福款

曰相馬款

武祥國三浦款

曰溪金款

曰三井款

曰屯甲款

常陸國能波款

衣部内江合十里内古寺通出而通款
 万幸也先親者故款款也古而通江江
 十里内古寺一寺款下寺付外而款
 方也古而通一寺一寺古而通寺丁
 寺一寺

申八月

山勘定所
 山勘定所

朱書

(1,000)

六

朱書

明治四拾年

修補

大山

二冊 (1/500)

